

# パーソナルアシスタント町田通信

## 労働基準法を遵守して更なる優良企業へ

新たな 36 協定を結んだ事によるヘルパーさんへの説明・注意点

### 1. 協定内容

一定期間の延長時間については 1 ヶ月 45 時間、1 年 360 時間とする。

ただし流行性疾患などで通常考えられる人数を上回る従業員が休業の場合は、労使の協議を経て、1 ヶ月 169 時間、1 年 1194 時間まで延長することができる。この場合延長時間 45 時間を越えて勤務できる回数は年 6 回までとする。

### 2. 注意点

この協定によって、1 ヶ月 169 時間、1 年 1194 時間の時間外労働が認められたが、本来労働者の健康等安全配慮の観点から残業は禁止されており、新しい協定時間についても「やむを得ない突発的な事由」のときのみ許されているため、この規定を破った場合「悪質な事業所」と労基署から見なされる可能性が高くなる。

### 3. 時間数を守るためには

新しい規定により突発的なヘルパー不足などで、穴埋めする場合は時間外労働が 60 時間を越えても勤務できるようになったが、その代わり基本的には、時間外労働を 45 時間に抑えなくてはいけなくなった。

月の時間外労働を 45 時間以内に抑えるためには、31 日目の場合 222 時間（当社月間所定労働時間 177+45=222）30 日目の場合 216 時間（同じく 171+45=216）28 日目の場合は 205 時間（同じく 160+45=205）以内に勤務時間を設定しなければならない。この場合も週 50 時間が目安となる。

## これから会社として取り組むべき事

### 取り組み案

下記全ての試みを利用者様、全従業員に御理解頂いた上で事務局員総出を挙げておこなって行きます。※下記事項意外にも追加される場合があります。

### 1.止むを得ず2ヶ月連続で越えてしまった場合

2ヶ月連続で月45時間を越えた従業員がいた場合、担当者三上から各事業所管理者と衛生管理者に報告をあげ、衛生管理者から当該従業員に対して何らかの形で通知をし、健康診断や産業医の診断を受けるように促してその通知書を作成する。

※詳しくは衛生委員会報告に記載がありますので、そちらもご覧下さい。

### 2.衛生管理委員会での定期的な報告

先日衛生管理委員会で取り上げた過重労働についての報告を少なくとも年1回行なう。超過勤務者が続出した場合はその都度、過重労働者に対する取り組みの報告。

### 3.通信等での通知

過重労働についての新规定をPAM通信で定期的に注意を促す記事を載せる。

## まだまだ活用したいヘルパー応募・利用者募集台帳

PAM・PASと事業所が二カ所に増えた事で、働きたい人などがいたとき、いままでは電話連絡でPAM・PAS双方の情報交換をして、他の利用者様の空き時間などを、サービス提供責任者に聞く等の面倒な上、時間の掛かる作業をしていました。そこでこの度、事務の効率化を図るべく、PAM・PAS双方からパソコンで見ることが出来るヘルパー応募・利用者募集台帳を作成しました。利用者様におきましては、もしヘルパーさんを募集したい時は、事務局、又はサービス提供責任者に希望介助の曜日、時間帯や性別等を連絡して頂き台帳に登録。

ヘルパーさんにおきまして、同じ手順で台帳に登録して頂く事で、利用者様、ヘルパーさん達お互いの曜日、時間帯等が合う場合、すぐに担当者から面接などの連絡をさせて頂くという事が可能になります。利用者様が希望する時の該当ヘルパーさんがいない場合も今までより早く回答が出来、募集などを早く掛けられます。

台帳が皆様に有効活用されることで募集時の対応が迅速に行え3スタッフに大変便利になるかと思えます。

利用者様、ヘルパーの皆様には台帳登録と、その後、契約完了時の登録の取り下げを事務局、又はサービス提供責任者にご連絡頂き、いつでも皆様のニーズに応える事が出来る台帳作りを目指して行きたいと思っておりますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。